

「はい、こちら企業の労働110番です」。

電話の主は、防水工事を起業したばかりの個人事業主の方からでした。

相談内容は「勤務していた建設会社から独立し、従業員1名を雇用し起業した。



名北協会相談員日誌

「企業の労働110番」です

(一社)名北労働基準協会 労働保険部課長補佐

RSTトレーナー 川崎 心也

労災保険の特別加入

労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度で、社長は補償の対象外となりますが、労災保険特別加入制度に加入することで、社長、会社役員、個人会社の事業主も労働者と同じように労災保険の給付を受け

ることができ
る制度です。

なお、労災保険特別加入を行うためには、国が認可した労働保険事務組合に労働保険事務を委託する必要があります。当協会は、労働保険事務組合を設立しているため、このまま加入手続きについて
もご説明させていただきます
」とお伝えし、結果、当協会の労働保険事務組合にご加入をいただきました。

元請会社から社長の労災保険特別加入の確認があったので、労災保険特別加入制度について教えて欲しい。また、加入する際は、どこで手続きをすればいいのか」というご相談でした。私から「労災保険は本来、

■労災保険の特別加入制度
労災保険が使えない社長、会社役員、個人会社の事業

主、同居親族、一人親方（自営業者）の方を対象とした国の労災保険です。中小事業主の労災保険特別加入制度に加入すること

(例) 給付基礎日額10,000円×365日×サービス業（保険料率 3/1000）
＝10,950円（1年間分）

別掲

被災した場合、労災保険から給付が行われます。ただし、次の場合は給付が行われませんのでご注意ください。

- ①事業主の立場で行われる業務（株主総会、接待業務等）
- ②時間外労働または休日労働を事業主のみで行う場合



労災保険特別加入の保険料は、別掲の通り給付基礎日額と労災保険料率にて算出されます。

給付基礎日額は3500円〜2万5000円の16ランクあり、療養補償（治療費）以外の休業補償、障害補償等については加入した給付基礎日額によって支給される額が変わってきます。

詳しくは当協会のホームページ「労働保険事務委託」↓特別加入パンフレット」をご覧ください。

なお、当協会の労働保険事務組合で「労災保険の特別加入」が可能です。昭和43年の設立以来、迅速・確実な事務処理を行い、現在約1300社の事業場様から事務委託をいただいております。

当協会のホームページでは「国の保険のブラックホールからの脱出 労災保険特別加入制度」と題した動画を公開しております。労災保険特別加入制度について詳しく、分かりやすい内容となっておりますので是非ご覧ください。

また、労災保険特別加入制度の周知のため、DVDの配布も行っております。協力会社様等を集めた安全大会などご利用もいただけますので、詳しくは、当協会労働保険事務組合（☎052-962-0421）までご連絡ください。



準一級労働保険
労働基準協会
「労働事務委託」
名北協会

イラスト・木村武司